

新潟民商

新潟民主商工会
新潟市中央区沼垂3丁目10-14
電話 (243) 0141

17 年 月 日

建設業社会保険加入問題・ゼネコンの行き過ぎ指導”不安でいっぱいです”

県連・渋谷県議・飯塚市議らと 聞き取り調査実施

国土交通省が下請建設業者の社会保険の加入促進のガイドラインを四月一日から完全実施します。現場では、大手の行き過ぎた指導で不安が広がっています。一日関係議員の力も借りて聞き取り調査を実施しました。

社会保険に入れと言われて不安がいっぱい

聞き取りでは「一人親方一〇人で事業所をつくれと言われて、社会保険に加入させられた。保険料払えるかどうか不安でいっぱい」「社会保険に入るために会社を設立。単価は一〇%くらい上がるが足りない。従業員の給料も下げる。従業員も大変だが、こっちも大変だ。お前は死ぬと言われてるようだ」、国のガイドラインと異なった指導がまかり通っていることについて「まるで伝言ゲームで間違ったことが伝わってくるようだ」という声も上がっています。

大手は法定福利費を払って当たり前!

ガイドラインを超えた指導は是正を

このようなことが起こる原因は、第一に元請を通じた指導がガイドラインを不正確に理解し、ガイドラインを超えた指導をしていることです。第二に法定福利費を下請けに支払って当たり前ということの徹底を、国が怠っているからです。

近日に国・県に申し入れます

国の出先の北陸地方整備局は、下請けの窮状についての情報は持っていない、実態を調べる機関もないと言っています。そこで次の項目を申し入れる予定です。①末端の業者の聞き取り調査を行ってください。②大手建設業者に対して、間違った指導例を示してガイドラインによる正確な指導を徹底してください。

③大手建設会社に法定福利費の支払いは当たり前前の強力な指導をしてください。

日程

- ・二月二日(水) 財政部会
- ・二月二五日(土) 南区青年部のつどい
- ・三月一日(水) 理事会

共済会・二役会議

二月十日夜、三役会議を開催して六名の三役さんが参加しました。

理事長より、今は申告で忙しい時期ですが、各支部に応援として入り「役員がんばっているな」と思われるような活動をしましょうと挨拶がありました。

大陽がん検診、陽性者に再検査を受けてもらう

陽性者のうち四十六名が共済加入者、再検査は十一名に留まっています。残り三十五名に再検査の声掛けと九名に未加入者には共済加入を訴えます。

事業主、配偶者の加入を訴えよう

各申告会に共済加入状況が分かる会員台帳などの資料を用意して、その場で加入を訴えようと意見ができました。

申告班会に共済役員が参加した際は、主旨をご理解頂き協力をお願いします。



春の運動を全会員参加で!

第6回常任理事会

二月七日、民商会館に於いて、第6回常任理事会が行われました。いよいよ申告会の時期となり、各支部で開催されている班会、支部集会の様子が報告され、「準備会は奥さん、完成会は御主人。いろいろな立場からの業者同士の話が分かり易く、参考になる。」「税務署の窓口でマイナンバーを求められなかったが、今後はわからぬ。廃止に向けての運動は続けなければ」などの発言がされ、会内の交流や、会外へのマイナンバー問題の周知の必要性が話されました。また、米山知事、森ゆう子参議院議員に業者の実態を届ける、アンケートの集め方などの意見も交わされ、全会員に声を掛け、拡大に繋げていくことを確認しました。

各支部役員の方々も積極的に申告相談員活動に参加しましょう!

沼垂支部・申告支部集会

二月一三日（月）沼垂地域の集会所を会場に確定申告書完成会が開催され一〇名が参加しました。

初めに伊藤支部長（左官

業）から「米山知事と森ゆう子さんに業者の願いを伝えるアンケートと消費税増税を中止の請願書」への署名のお願いと説明が行われ参加者税員がアンケートへの記入を行いました。

次に松本副会長（防災設備業）より今年の申告よりの変更店や注意点が説明されました。

参加者からはマイナンバーの取り扱いが心配！申告書へ記入しなくても大丈夫なのなどの質問が出ていましたが「新潟税務署とも話し合いマイナンバーの記載がなくても罰則もなく、不利益な扱いはせず、申告書も受理します」との回答を受けていることが説明されました。

亀田支部・申告書完成班会

二月一〇日（金）遠藤ポンプ店・遠藤武雄さん宅で申告書完成班会が開催され、七名が参加しました。

初めに県連アンケートを行い、三役・渡部睦夫副会長が読み上げながら皆揃って記入していききました。

アンケートの後は渡部副会長よりパネル説明が行われました。

今年から申告書にマイナンバーの記載欄が追加されたこともあり「マイナンバーの記載が無くても申告書は受理し罰則は無く、不利益な扱いもしない」「マイナンバーを書く場合は身分を証明する書類の提示を求められる可能性がある」などマイナンバーに重点をおいて説明しました。

申告書の作成はみんなで教え合いながら進められ、完成させました。



第2回西区の若手で語り合おう

西ブロック若い世代の交流会

二月一〇日（金）寺尾支部の会員さんのお寿司屋さん【音秀鮨】に於いて、二回目の交流会を実施しました。参加は六名で前回よりも人数は少なかったのですが、非常に中身の濃い交流会となりました。

今回は、市議会議員の平あや子さんが初参加、自営業者の生の声に興味深そうに耳を傾けていました。会員さんの中に狩猟をされている方がおり、その裏話や苦労話を聞いたり、今まで商売をしてきた中で培った、営業のコツや、従業員の操縦術などを話してくれる方もおり、今後に役立つのではないかと思います。

また、ある会員さんの歩んできた、これまでの人生の凄まじさには、参加者一同驚くと共に、「周りにアドバイスしてくれる人がいなかったの」とか「その時、民間と出会ってれば違ったのにな」などの声があがりました。

「相談できる仲間がいる」この大事さを感じ、西区の会も定期的開催し、どんどん仲間を増やしていければいいなと思います。



労働保険事務組合より

委託事業主のみなさんへ

平成二九年一月一日より六五歳以上の方も雇用保険の適用対象となります。対象となる方がいましたら事務組合まで連絡をお願いします。

中小事業主の特別加入、一人親方の特別加入の方へ平成二九年度以降、加入の継続をされるか確認のための用紙を送ります。FAXまたは郵送で返送をお願いします。

雇用保険の資格取得と喪失について
入社及び退社の異動があり、事務所へ連絡される場合、書面にてお願いします。